

北海道選挙管理委員会告示第18号

個人情報の保護に関する法律の施行に関する北海道選挙管理委員会規程を次のとおり定める。

令和5年3月31日

北海道選挙管理委員会委員長 石塚正寛

個人情報の保護に関する法律の施行に関する北海道選挙管理委員会規程

(趣旨)

第1条 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行（北海道選挙管理委員会（以下「委員会」という。）が保有する個人情報の保護等に係るものに限る。）については、個人情報の保護に関する法律施行令（平成15年政令第507号。以下「政令」という。）、個人情報の保護に関する法律施行規則（平成28年個人情報保護委員会規則第3号）及び個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年北海道条例第33号。以下「条例」という。）に定めるもののほか、この委員会規程の定めるところによる。

(漏えい等の事態の報告)

第2条 保有個人情報を利用する事務局（北海道選挙管理委員会規程（昭和48年選挙管理委員会告示第28号）第11条第1項に規定する事務局をいう。）又は支所（同項に規定する支所をいう。）は、保有個人情報の漏えい、滅失、毀損その他の保有個人情報の安全の確保に係る事態（以下この条において「漏えい等の事態」という。）が生じたときは、速やかに、当該漏えい等の事態に関する次に掲げる事項を委員会に報告しなければならない。

- (1) 概要
- (2) 漏えい等の事態が発生した保有個人情報の項目
- (3) 漏えい等の事態が発生した保有個人情報に係る本人の数
- (4) 原因
- (5) 二次被害の有無及びその内容
- (6) 本人への対応の実施状況
- (7) 公表の実施状況
- (8) 再発防止のための措置
- (9) その他参考となる事項

(個人情報ファイル簿)

第3条 法第75条第1項の個人情報ファイル簿(次項及び第3項において「個人情報ファイル簿」という。)は、別記第1号様式によるものとする。

2 個人情報ファイル簿は、事務局又は支所に備え置くものとする。

3 前2項に定めるもののほか、個人情報ファイル簿の作成及び公表に関し必要な事項は、委員会が定める。

(個人情報取扱事務登録簿)

第4条 条例第3条第1項の個人情報取扱事務登録簿(第3項及び第4項において「登録簿」という。)は、別記第2号様式によるものとする。

2 条例第3条第1項第8号の実施機関が定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 個人情報の経常的な提供先

(2) 個人情報の処理形態

(3) 個人情報を取り扱う事務に係る外部委託の有無

3 登録簿は、事務局又は支所に備え置くものとする。

4 前3項に定めるもののほか、登録簿の作成及び閲覧に関し必要な事項は、委員会が定める。

(保有個人情報開示請求書)

第5条 法第77条第1項の開示請求書は、別記第3号様式の保有個人情報開示請求書によるものとする。

(北海道情報公開・個人情報保護審査会への報告)

第6条 委員会は、法第81条の規定により保有個人情報の存否を明らかにしないで開示請求を拒否したときは、その旨を北海道情報公開・個人情報保護審査会(第30条において「審査会」という。)に報告しなければならない。

(保有個人情報開示決定通知書等)

第7条 法第82条第1項の書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

(1) 開示請求に係る保有個人情報の全部を開示する旨の決定をしたとき 別記第4号様式の保有個人情報開示決定通知書

(2) 開示請求に係る保有個人情報の一部を開示する旨の決定をしたとき 別記第5号様式の保有個人情報一部開示決定通知書

2 政令第26条第1項の書面は、別記第6号様式の保有個人情報の開示の実施方法等申出書によるものとする。

3 法第82条第2項の書面は、別記第7号様式の保有個人情報の開示をしない旨の決定通知書によるものとする。

(保有個人情報の開示決定等期間延長通知書)

第8条 条例第4条第2項の書面は、別記第8号様式の保有個人情報の開示決定等期間延長通知書によるものとする。

(保有個人情報の開示決定等期間特例延長通知書)

第9条 条例第5条の書面は、別記第9号様式の保有個人情報の開示決定等期間特例延長通知書によるものとする。

(保有個人情報の開示請求事案移送通知書)

第10条 法第85条第1項の書面は、別記第10号様式の保有個人情報の開示請求事案移送通知書によるものとする。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等の手続)

第11条 法第86条第1項又は第2項の規定による通知は、別記第11号様式の保有個人情報の開示請求に関する意見照会書により行うものとする。

2 法第86条第3項の書面は、別記第12号様式の反対意見書に係る保有個人情報の開示決定通知書によるものとする。

(開示の実施に係る本人確認)

第12条 委員会は、開示の実施をする場合において、開示請求に係る保有個人情報の本人であること（代理人が開示を受ける者であるときは、開示請求に係る保有個人情報の本人の代理人であること。以下この条において同じ。）を確認する必要があると認めるときは、開示を受ける者に対し、開示請求に係る保有個人情報の本人であることを示す書類の提示を求めることができる。

(電磁的記録の開示の方法)

第13条 法第87条第1項の行政機関等が定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。

- (1) 録音テープ又は録音ディスク 当該録音テープ若しくは録音ディスクを専用機器により再生したものの視聴又は録音カセットテープに複写したものの交付
- (2) ビデオテープ又はビデオディスク 当該ビデオテープ若しくはビデオディスクを専用

機器により再生したものの視聴又はビデオカセットテープに複製したものの交付

(3) 電磁的記録（前2号又は次号に該当するものを除く。） 当該電磁的記録を委員会が保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。同号及び次条第1項において同じ。）を使用して用紙に出力したものの閲覧又は写しの交付

(4) 電磁的記録（委員会が保有するプログラムによりこの号に掲げる再生したものの閲覧若しくは視聴又は電磁的記録媒体等に複製したものの交付による開示の実施をすることができる特性を有するものに限る。） 前号に定める方法又は当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧若しくは視聴若しくは電磁的記録媒体等に複製したものの交付

（自己に関する保有個人情報の閲覧等）

第14条 法第87条第1項の規定により、保有個人情報が記録されている地方公共団体等行政文書（電磁的記録を委員会が保有するプログラムを使用して用紙に出力したものを含む。以下この条において同じ。）を閲覧し、又は視聴する者は、当該地方公共団体等行政文書を丁寧に扱うとともに、これを汚損し、若しくは破損し、又は改ざんしてはならない。

2 委員会は、前項の規定に違反した者に対しては、地方公共団体等行政文書の閲覧若しくは視聴を中止させ、又は禁止することができる。

（開示保有個人情報の所在地以外の地での開示の実施）

第15条 委員会は、開示請求者の住所が開示保有個人情報（開示請求に係る保有個人情報のうちその全部又は一部を開示する旨の決定がされた保有個人情報をいう。以下この条において同じ。）を保管している事務所の所在地（以下この条において「開示保有個人情報の所在地」という。）から遠隔の地にあること等により開示請求者が開示保有個人情報の所在地において開示保有個人情報を閲覧し、又は視聴することが著しく困難であると認められる場合であって、開示保有個人情報が記録されている地方公共団体等行政文書の写し（電磁的記録媒体等に複製したものを含む。以下この条から第19条までにおいて同じ。）を開示保有個人情報の所在地以外の地に送付することにより開示保有個人情報の開示をすることができるときは、開示保有個人情報の所在地以外の地の委員会が指定する場所で、当該地方公共団体等行政文書の写しにより開示保有個人情報の開示をすることができる。

（写しの交付等）

第16条 地方公共団体等行政文書の写しの交付部数は、開示請求があった保有個人情報に係

る地方公共団体等行政文書1件につき1部とする。

2 地方公共団体等行政文書の写しの作成方法は、委員会が定める。

(写しの交付に要する費用の納付)

第17条 条例第6条第2項の写しの交付に要する費用は、前納しなければならない。

(特定個人情報の写しの交付に係る負担費用の額の免除)

第18条 次に掲げる者については、条例第6条第2項ただし書の規定により、特定個人情報の写しの交付を受ける者が負担すべき当該写しの交付に要する費用の額(当該写しの送付に要する費用の額を除く。)を免除するものとする。

(1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第11条第1項各号の扶助を受けている者

(2) その他経済的困難により当該費用の額を負担する資力がないと認められる者

2 条例第6条第2項ただし書及び前項の規定により負担すべき費用の額の免除を受けようとする者は、特定個人情報の写しの交付を申請する際に、併せて当該免除を受けようとする理由を記載した別記第13号様式の写しの交付費用免除申請書を委員会に提出しなければならない。この場合において、同項第1号に掲げる者が当該免除を受けようとする場合にあっては当該扶助を受けていることを証明する書面を、同項第2号に掲げる者が当該免除を受けようとする場合にあっては当該事実を証明する書面を添付しなければならない。

3 前項の規定による提出があった場合における当該提出をした者に対する通知は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書により行うものとする。

(1) 写しの交付に要する費用の額を免除する旨の決定をしたとき 別記第14号様式の写しの交付費用免除決定通知書

(2) 写しの交付に要する費用の額を免除しない旨の決定をしたとき 別記第15号様式の写しの交付費用の免除をしない旨の決定通知書

(写しの送付に要する費用の納付の方法)

第19条 政令第28条第4項の規則で定める方法は、現金で納付する方法その他委員会が定める方法とする。

(保有個人情報訂正請求書)

第20条 法第91条第1項の訂正請求書は、別記第16号様式の保有個人情報訂正請求書によるものとする。

(保有個人情報訂正決定通知書等)

第21条 法第93条第1項の書面は、別記第17号様式の保有個人情報訂正決定通知書によるも

のとする。

2 法第93条第2項の書面は、別記第18号様式の保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書によるものとする。

(保有個人情報の訂正決定等期間延長通知書)

第22条 法第94条第2項の書面は、別記第19号様式の保有個人情報の訂正決定等期間延長通知書によるものとする。

(保有個人情報の訂正決定等期間特例延長通知書)

第23条 法第95条の書面は、別記第20号様式の保有個人情報の訂正決定等期間特例延長通知書によるものとする。

(保有個人情報の訂正請求事案移送通知書)

第24条 法第96条第1項の書面は、別記第21号様式の保有個人情報の訂正請求事案移送通知書によるものとする。

(保有個人情報訂正実施通知書)

第25条 法第97条の書面は、別記第22号様式の保有個人情報訂正実施通知書によるものとする。

(保有個人情報利用停止請求書)

第26条 法第99条第1項の利用停止請求書は、別記第23号様式の保有個人情報利用停止請求書によるものとする。

(保有個人情報利用停止決定通知書等)

第27条 法第101条第1項の書面は、別記第24号様式の保有個人情報利用停止決定通知書によるものとする。

2 法第101条第2項の書面は、別記第25号様式の保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書によるものとする。

(保有個人情報の利用停止決定等期間延長通知書)

第28条 法第102条第2項の書面は、別記第26号様式の保有個人情報の利用停止決定等期間延長通知書によるものとする。

(保有個人情報の利用停止決定等期間特例延長通知書)

第29条 法第103条の書面は、別記第27号様式の保有個人情報の利用停止決定等期間特例延長通知書によるものとする。

(審査会に諮問をした旨の通知)

第30条 法第105条第3項において準用する同条第2項の規定による通知は、別記第28号様式の審査会諮問通知書により行うものとする。

(第三者からの審査請求に係る保有個人情報の開示通知書等)

第31条 法第107条第1項において準用する法第86条第3項の書面は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める通知書によるものとする。

(1) 法第107条第1項第1号の裁決をしたとき 別記第29号様式の第三者からの審査請求に係る保有個人情報の開示通知書

(2) 法第107条第1項第2号の裁決をしたとき 別記第30号様式の審査請求に係る保有個人情報の開示通知書

(行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込み)

第32条 法第115条（法第118条第2項において準用する場合を含む。）の規定による行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込みは、別記第31号様式の行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込書により行うものとする。

2 条例第7条第3項の手数料は、前項の行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込書に北海道収入証紙を貼って納付しなければならない。

(委任)

第33条 この委員会規程の施行に関し必要な事項は、事務局長が定める。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別記第1号様式（第3条関係）

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	
実施機関の名称	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	
個人情報ファイルの利用目的	
記録項目	
記録範囲	

記録情報の収集方法		
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨		
記録情報の経常的提供先		
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名 称)	
	(所在地)	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等		
個人情報ファイルの種別	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル)	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
	政令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
備考		

(日本産業規格 A 4)

別記第 2 号様式 (第 4 条関係)

個人情報取扱事務登録簿

機関名	
-----	--

全庁共通・出先機関共通・固有

登録年月日	年 月 日	事務の開始年月日	年 月 日			
事務の名称						
事務の目的						
事務を担当する部 課等						
個人情報の対象者 の範囲						
個人情報を保有す る機関	本 庁	総合 振興 局	振 興 局			
個人情報の項目	基 本 的 事 項	<input type="checkbox"/> 識別番号 <input type="checkbox"/> 氏名 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 本籍・国籍 <input type="checkbox"/> 生年月日・年齢 <input type="checkbox"/> 性別 <input type="checkbox"/> 連絡先 <input type="checkbox"/> 身体の特徴 <input type="checkbox"/>	要 配 慮 個 人 情 報	<input type="checkbox"/> 人種 <input type="checkbox"/> 信条 <input type="checkbox"/> 社会的身分 <input type="checkbox"/> 病歴 <input type="checkbox"/> 心身の機能障害 <input type="checkbox"/> 健康診断等結果 <input type="checkbox"/> 指導・診療・調 剤 <input type="checkbox"/> 犯罪の経歴 <input type="checkbox"/> 犯罪被害の事実 <input type="checkbox"/> 刑事事件に関する 手続 <input type="checkbox"/> 少年の保護事件 に関する手続 <input type="checkbox"/>	家 庭 生 活	<input type="checkbox"/> 家庭状況 <input type="checkbox"/> 親族関係 <input type="checkbox"/> 婚姻歴 <input type="checkbox"/>
	個 人 識 別 符 号	<input type="checkbox"/> 身体の特徴を電 算化した符号 () <input type="checkbox"/> 旅券番号 <input type="checkbox"/> 基礎年金番号 <input type="checkbox"/> 運転免許証番号 <input type="checkbox"/> 住民票コード <input type="checkbox"/> 個人番号	<input type="checkbox"/> 根 <input type="checkbox"/> 抛	<input type="checkbox"/> 法令等 <input type="checkbox"/> 犯罪の予防	社 会 生 活	<input type="checkbox"/> 職業・職歴 <input type="checkbox"/> 学業・学歴 <input type="checkbox"/> 資格 <input type="checkbox"/> 賞罰 <input type="checkbox"/> 成績・評価 <input type="checkbox"/> 公的扶助 <input type="checkbox"/> 趣味・嗜好 ^し <input type="checkbox"/>
				資 産 ・ 収 入	<input type="checkbox"/> 資産状況 <input type="checkbox"/> 収入状況 <input type="checkbox"/> 納税状況 <input type="checkbox"/> 取引状況 <input type="checkbox"/>	

	<input type="checkbox"/>			等	<input type="checkbox"/>	そ の 他	<input type="checkbox"/>
個人情報の収集先	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 本人以外 <input type="checkbox"/> 実施機関内 <input type="checkbox"/> 民間法人・団体 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 私人 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> その他						
個人情報の経常的な提供先	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 他の実施機関 <input type="checkbox"/> 私人 <input type="checkbox"/> 他の官公庁 <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/> 民間法人・団体						
個人情報の処理形態	<input type="checkbox"/> 電子計算機処理を含む。 <input type="checkbox"/> 電子計算機処理を含まない (手書き処理)。						
外部委託の有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有						
備考							

(日本産業規格 A 4)

別記第 3 号様式 (第 5 条関係)

保有個人情報開示請求書

年 月 日

北海道選挙管理委員会委員長 様

郵便番号

住所又は居所

氏 名

電話番号

個人情報の保護に関する法律第77条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の開示を請求します。

記

- 1 開示を請求する保有個人情報 (具体的に特定してください。)

- 2 求める開示の実施方法等 (本欄の記載は任意です。記載がない場合は開示決定後に

保有個人情報の開示の実施方法等申出書を提出していただきます。)

(1)又は(2)のいずれかに○を付してください。

(1) 行政情報センター等における開示の実施を希望する。 ＜実施の方法＞ <input type="checkbox"/> 閲覧又は視聴 <input type="checkbox"/> 写しの交付 <input type="checkbox"/> その他 () ＜実施の希望日＞ 年 月 日 午前・午後
(2) 写しの送付を希望する。

3 本人確認等

(1) 開示請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
(2) 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所の記載があるもの） <input type="checkbox"/> その他 () ※ 請求書を送付して請求する場合には、住民票の写し等も添付してください。
(3) 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） ア 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者 (年 月 日生) <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 イ 本人の氏名 ウ 本人の住所又は居所
(4) 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他 ()
(5) 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他 ()

(日本産業規格 A 4)

別記第 4 号様式 (第 7 条関係)

保有個人情報開示決定通知書

第 号
年 月 日

様

北海道選挙管理委員会委員長 印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第82条第1項の規定により、次のとおり開示することに決定したので、通知します。

記

1 開示する保有個人情報

--

2 開示する保有個人情報の利用目的

--

3 開示の実施の方法等（同封の説明事項をお読みください。）

(1) 開示の実施の方法等
(2) 行政情報センター等における開示を実施することができる日時及び場所 期間： 月 日から 月 日まで （土曜、日曜、祝日及び年末年始を除く。） 時間： 場所：
(3) 写しの送付を希望する場合の送付に要する費用

連絡先 北海道選挙管理委員会事務局 支所

電 話 (内線)

(日本産業規格A4)

別記第5号様式（第7条関係）

保有個人情報一部開示決定通知書

第 号

年 月 日

様

北海道選挙管理委員会委員長 印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報

の保護に関する法律第82条第1項の規定により、次のとおりその一部を開示することに決定したので、通知します。

記

1 開示する保有個人情報

--

2 開示しないこととした部分とその理由

--

3 開示する保有個人情報の利用目的

--

4 開示の実施の方法等（同封の説明事項をお読みください。）

(1) 開示の実施の方法等
(2) 行政情報センター等における開示を実施することができる日時及び場所 期間： 月 日から 月 日まで (土曜、日曜、祝日及び年末年始を除く。) 時間： 場所：
(3) 写しの送付を希望する場合の送付に要する費用

教 示

- この決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、北海道選挙管理委員会に対して審査請求をすることができます。
- この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道選挙管理委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又は 地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

連絡先 北海道選挙管理委員会事務局 支所
電 話 (内線)

(日本産業規格 A 4)

別記第 6 号様式 (第 7 条関係)

保有個人情報の開示の実施方法等申出書

年 月 日

北海道選挙管理委員会委員長 様

郵便番号

住所又は居所

氏 名

電話番号

個人情報の保護に関する法律第87条第3項の規定により、次のとおり申し出ます。

記

- 1 保有個人情報開示決定通知書 (又は保有個人情報一部開示決定通知書) の文書番号及び日付

文書番号:

日 付:

- 2 求める開示の実施方法

開示請求に係る保有個人情報 の名称等	実施の方法	
	(1) 閲覧	ア 全部 イ 一部 ()
	(2) 複写したものの 交付	ア 全部 イ 一部 ()
	(3) その他 ()	ア 全部 イ 一部 ()

- 3 開示の実施を希望する日

年 月 日 午前・午後

- 4 「写しの送付」の希望の有無 有・無

注 「保有個人情報開示請求書」に記載した事項を変更しないときは、提出不要です。

(日本産業規格 A 4)

別記第 7 号様式 (第 7 条関係)

保有個人情報の開示をしない旨の決定通知書

第 号
年 月 日

様

北海道選挙管理委員会委員長 閣

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第82条第2項の規定により、次のとおり全部を開示しないことに決定したので、通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報 の名称等	
開示をしないこととした 理由	

教 示

- 1 この決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、北海道選挙管理委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道選挙管理委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又は 地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

連絡先 北海道選挙管理委員会事務局 支所
電 話 (内線)

(日本産業規格 A 4)

別記第 8 号様式 (第 8 条関係)

保有個人情報の開示決定等期間延長通知書

第 号

年 月 日

様

北海選挙管理委員会委員長 印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律施行条例第4条第2項の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長することとしたので、通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報 の名称等	
延長後の期間等	日（開示決定等の期限 年 月 日）
延長の理由	

連絡先 北海道選挙管理委員会事務局 支所

電 話 (内線)

(日本産業規格A4)

別記第9号様式（第9条関係）

保有個人情報の開示決定等期間特例延長通知書

第 号

年 月 日

様

北海道選挙管理委員会委員長 印

年 月 日付けで開示請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律施行条例第5条の規定により、次のとおり開示決定等の期間を延長することとしたので、通知します。

記

開示請求に係る保有個人 情報の名称等	
開示決定等の期限の特例 規定を適用する理由	

残りの保有個人情報について開示決定等をする期限	(年 月 日までに可能な部分について開示決定等を行い、残りの部分については、次に掲載する期限までに開示決定等を行う予定です。) 年 月 日
-------------------------	---

連絡先 北海道選挙管理委員会事務局 支所

電 話 (内線)

(日本産業規格 A 4)

別記第10号様式 (第10条関係)

保有個人情報の開示請求事案移送通知書

第 号

年 月 日

様

北海道選挙管理委員会委員長 閣

年 月 日付けで請求のあった保有個人情報の開示請求に係る事案については、個人情報の保護に関する法律第85条第1項の規定により、次のとおり移送したので、通知します。

なお、保有個人情報の開示決定等は、次の移送先の行政機関の長等において行われます。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の行政機関の長等	(行政機関の長等) (連絡先) 部課等名 : 担当者名 : 所在地 : 電話番号 :

備考

連絡先 北海道選挙管理委員会事務局 支所

電 話 (内線)

(日本産業規格 A 4)

別記第11号様式 (第11条関係)

保有個人情報の開示請求に関する意見照会書

第 号

年 月 日

様

北海道選挙管理委員会委員長 印

に関する情報が含まれている保有個人情報について、個人情報の保護に関する法律第77条第1項の規定による開示請求があり、当該保有個人情報について開示決定等を行う際の参考とするため、同法第86条第1項(第2項)の規定により、御意見を伺います。

つきましては、お手数ですが、当該保有個人情報を開示することにつき御意見があるときは、同封した「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」に必要事項を記入の上、提出してください。

なお、提出期限までに意見書の提出がない場合には、特に御意見がないものとして取り扱います。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示請求の年月日	年 月 日
(法第86条第2項の場合) 第1号又は第2号の適用の区分及び理由	適用区分 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 (適用理由)
開示請求に係る保有個人情報に含まれている に関する情報の内容	
意見書の提出先	事務局等名：

	所在地：
意見書の提出期限	年 月 日

連絡先 北海道選挙管理委員会事務局 支所

電 話 (内線)

(日本産業規格 A 4)

別紙

保有個人情報の開示決定等に関する意見書

年 月 日

北海道選挙管理委員会委員長 様

郵便番号

住所又は居所（法人その他の団体にあつては、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。）

氏 名（法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名を記載すること。）

電 話 番 号（担当部署等がある場合は、当該担当部署名及び担当者の氏名についても記載すること。）

年 月 日付けで照会のあった保有個人情報の開示について、次のとおり意見を提出します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示に関しての意見	<input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がない。 <input type="checkbox"/> 保有個人情報を開示されることについて支障がある。 (1) 支障（不利益）がある部分 (2) 支障（不利益）の具体的な理由

(日本産業規格 A 4)

別記第12号様式（第11条関係）

反対意見書に係る保有個人情報の開示決定通知書

第 号

年 月 日

様

北海道選挙管理委員会委員長 閣

から 年 月 日付けで「保有個人情報の開示決定等に関する意見書」の提出がありました保有個人情報については、次のとおり開示決定をいたしましたので、個人情報の保護に関する法律第86条第3項の規定により通知します。

記

開示請求に係る保有個人情報の名称等	
開示することとした理由	
開示決定をした日	年 月 日
開示を実施する日	年 月 日

教 示

- 1 この決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、北海道選挙管理委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道選挙管理委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又は 地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

連絡先 北海道選挙管理委員会事務局 支所

電 話 (内線)

(日本産業規格A4)

別記第13号様式（第18条関係）

写しの交付費用免除申請書

年 月 日

北海道選挙管理委員会委員長 様

郵便番号

住所又は居所

氏 名

電話番号

個人情報の保護に関する法律施行条例第6条第2項ただし書及び個人情報の保護に関する法律施行細則第18条第1項の規定により、次のとおり特定個人情報の写しの交付に要する費用の額の免除を申請します。

記

1 開示を請求する特定個人情報

2 免除を求める理由

(1) 生活保護法第11条第1項第 号の扶助を受けており、費用を納付する資力がないため。

(2) その他

注1 (1)又は(2)のいずれかに○を付してください。

2 (1)に○を付した場合は、生活保護法第11条第1項のうち該当する号を記載するとともに、当該扶助を受けていることを証明する書面を添付してください。

3 (2)に○を付した場合は、その理由を具体的に記載するとともに、その事実を証明する書面を添付してください。

(日本産業規格 A 4)

別記第14号様式 (第18条関係)

写しの交付費用免除決定通知書

第 号

年 月 日

様

北海道選挙管理委員会委員長 閣

年 月 日付けで請求のありました特定個人情報の写しの交付に要する

費用の額の免除申請について、個人情報の保護に関する法律施行条例第6条第2項ただし書及び個人情報の保護に関する法律施行細則第18条第1項の規定により、次のとおり免除することとしたので、通知します。

記

対象となる特定個人情報の名称

連絡先 北海道選挙管理委員会事務局 支所

電 話 (内線)

(日本産業規格A4)

別記第15号様式 (第18条関係)

写しの交付費用の免除をしない旨の決定通知書

第 号

年 月 日

様

北海道選挙管理委員会委員長 印

年 月 日付けで請求のありました特定個人情報の写しの交付に要する費用の額の免除申請については、個人情報の保護に関する法律施行条例第6条第2項ただし書に規定する経済的困難その他特別の理由があると認めませんので、通知します。

記

- 1 対象となる特定個人情報の名称
- 2 免除が認められない理由等

教 示

- 1 この決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、北海道選挙管理委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道選挙管理

委員会となります。)を被告として、札幌地方裁判所(又は 地方裁判所)に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

連絡先 北海道選挙管理委員会事務局 支所
電 話 (内線)

(日本産業規格A4)

別記第16号様式(第20条関係)

保有個人情報訂正請求書

年 月 日

北海道選挙管理委員会委員長 様

郵便番号

住所又は居所

氏 名

電話番号

個人情報の保護に関する法律第91条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の訂正を請求します。

記

1 訂正を請求する保有個人情報

訂正請求に係る保有個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報	保有個人情報開示決定通知書(又は保有個人情報一部開示決定通知書)の文書番号及び日付 文書番号: 日付: 年 月 日 開示決定に基づき開示を受けた保有個人情報の名称等
訂正請求の趣旨及び理由	(趣旨) (理由)

2 本人確認等

(1) 訂正請求者 <input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 <input type="checkbox"/> 任意代理人
(2) 請求者本人確認書類 <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 健康保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 個人番号カード又は住民基本台帳カード（住所の記載があるもの） <input type="checkbox"/> その他（ ） ※ 請求書を送付して請求する場合には、住民票の写し等も添付してください。
(3) 本人の状況等（法定代理人又は任意代理人が請求する場合にのみ記載してください。） ア 本人の状況 <input type="checkbox"/> 未成年者（ 年 月 日生） <input type="checkbox"/> 成年被後見人 <input type="checkbox"/> 任意代理人委任者 イ 本人の氏名 ウ 本人の住所又は居所
(4) 法定代理人が請求する場合、次のいずれかの書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本 <input type="checkbox"/> 登記事項証明書 <input type="checkbox"/> その他（ ）
(5) 任意代理人が請求する場合、次の書類を提示し、又は提出してください。 請求資格確認書類 <input type="checkbox"/> 委任状 <input type="checkbox"/> その他（ ）

（日本産業規格 A 4）

別記第17号様式（第21条関係）

保有個人情報訂正決定通知書

第 号

年 月 日

様

北海道選挙管理委員会委員長 印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第93条第1項の規定により、次のとおり訂正をすることに決定したので、通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報 の名称等	
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び 理由	(訂正内容) (訂正理由)

教 示

- この決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、北海道選挙管理委員会に対して審査請求をすることができます。
- この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道選挙管理委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又は 地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

連絡先 北海道選挙管理委員会事務局 支所
電 話 (内線)

(日本産業規格A4)

別記第18号様式（第21条関係）

保有個人情報の訂正をしない旨の決定通知書

第 号
年 月 日

様

北海道選挙管理委員会委員長 印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第93条第2項の規定により、次のとおり訂正をしないことに決定し

たので、通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報 の名称等	
訂正をしないこととした 理由	

教 示

- 1 この決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、北海道選挙管理委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道選挙管理委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又は 地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

連絡先 北海道選挙管理委員会事務局 支所
電 話 (内線)

(日本産業規格A4)

別記第19号様式（第22条関係）

保有個人情報の訂正決定等期間延長通知書

第 号
年 月 日

様

北海道選挙管理委員会委員長 印

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第94条第2項の規定により、次のとおり訂正決定等の期間を延長することとしたので、通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報 の名称等	
延長後の期間等	日（訂正決定等の期限 年 月 日）
延長の理由	

連絡先 北海道選挙管理委員会事務局 支所
電 話 (内線)
(日本産業規格 A 4)

別記第20号様式（第23条関係）

保有個人情報の訂正決定等期間特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

北海道選挙管理委員会委員長 閣

年 月 日付けで訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第95条の規定により、次のとおり訂正決定等の期間を延長することとしたので、通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報 の名称等	
訂正決定等の期限の特例 規定を適用する理由	
訂正決定等をする期限	年 月 日

連絡先 北海道選挙管理委員会事務局 支所
電 話 (内線)
(日本産業規格 A 4)

別記第21号様式（第24条関係）

保有個人情報の訂正請求事案移送通知書

第 号
年 月 日

様

北海道選挙管理委員会委員長 印

年 月 日付で訂正請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第96条第1項の規定により、次のとおり事案を移送したので、通知します。

なお、保有個人情報の訂正決定等は、次の移送先の行政機関の長等において行われます。

記

訂正請求に係る保有個人情報の名称等	
移送をした日	年 月 日
移送の理由	
移送先の行政機関の長等	(行政機関の長等) (連絡先) 部課等名： 担当者名： 所在地： 電話番号：
備考	

連絡先 北海道選挙管理委員会事務局 支所

電 話 (内線)

(日本産業規格 A 4)

別記第22号様式 (第25条関係)

保有個人情報訂正実施通知書

第 号

年 月 日

様

北海道選挙管理委員会委員長 印

に提供している次の保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第92条の規定により訂正を実施したので、同法第97条の規定により通知します。

記

訂正請求に係る保有個人情報 の名称等	
訂正請求者の氏名等、保有 個人情報を特定するた めの情報	(氏名、住所等)
訂正請求の趣旨	
訂正決定をする内容及び 理由	(訂正内容) (訂正理由)

連絡先 北海道選挙管理委員会事務局 支所
電 話 (内線)
(日本産業規格 A 4)

別記第23号様式 (第26条関係)

保有個人情報利用停止請求書

年 月 日

北海道選挙管理委員会委員長 様

郵便番号

住所又は居所

氏 名

電話番号

個人情報の保護に関する法律第99条第1項の規定により、次のとおり保有個人情報の利用停止を請求します。

記

1 利用停止を請求する保有個人情報

利用停止請求に係る保有 個人情報の開示を受けた日	年 月 日
開示決定に基づき開示を	保有個人情報開示決定通知書 (又は保有個人情報一部開示決定通知書) の文書番号及び日付

第 号
年 月 日

様

北海道選挙管理委員会委員長 閣

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第101条第1項の規定により、次のとおり利用停止をすることに決定したので、通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止請求の趣旨	
利用停止決定をする内容及び理由	(利用停止の内容) (利用停止の理由)

教 示

- 1 この決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、北海道選挙管理委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道選挙管理委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又は 地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

連絡先 北海道選挙管理委員会事務局 支所
電 話 (内線)

(日本産業規格A4)

別記第25号様式（第27条関係）

保有個人情報の利用停止をしない旨の決定通知書

第 号

年 月 日

様

北海道選挙管理委員会委員長 閣

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第101条第2項の規定により、次のとおり利用停止をしないことに決定したので、通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止をしないこととした理由	

教 示

- 1 この決定（以下「処分」という。）に不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、北海道選挙管理委員会に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分に不服がある場合には、この処分があったことを知った日（1による審査請求をしたときは、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して6月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道選挙管理委員会となります。）を被告として、札幌地方裁判所（又は 地方裁判所）に処分の取消しの訴えを提起することができます。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

連絡先 北海道選挙管理委員会事務局 支所

電 話 (内線)

(日本産業規格A4)

別記第26号様式（第28条関係）

保有個人情報の利用停止決定等期間延長通知書

第 号

年 月 日

様

北海道選挙管理委員会委員長 印

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第102条第2項の規定により、次のとおり利用停止決定等の期間を延長することとしたので、通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
延長後の期間等	日(利用停止決定等の期限 年 月 日)
延長の理由	

連絡先 北海道選挙管理委員会事務局 支所
電 話 (内線)
(日本産業規格A4)

別記第27号様式 (第29条関係)

保有個人情報の利用停止決定等期間特例延長通知書

第 号
年 月 日

様

北海道選挙管理委員会委員長 印

年 月 日付けで利用停止請求のあった保有個人情報については、個人情報の保護に関する法律第103条の規定により、次のとおり利用停止決定等の期間を延長することとしたので、通知します。

記

利用停止請求に係る保有個人情報の名称等	
利用停止決定等の期限の特例規定を適用する理由	
利用停止決定等をする期限	年 月 日

連絡先 北海道選挙管理委員会事務局 支所
電 話 (内線)
(日本産業規格 A 4)

別記第28号様式 (第30条関係)

審査会諮問通知書

第 号
年 月 日

様

北海道選挙管理委員会委員長 印

年 月 日付けの北海道選挙管理委員会に対する審査請求について、次のとおり北海道情報公開・個人情報保護審査会に諮問をしたので、個人情報の保護に関する法律第105条第3項において準用する同条第2項の規定により通知します。

記

審査請求に係る保有個人情報 の名称等	
審査請求に係る開示決定 等	
審査請求	(1) 審査請求日 (2) 審査請求の趣旨
諮問日	年 月 日

連絡先 北海道選挙管理委員会事務局 支所
電 話 (内線)
(日本産業規格 A 4)

別記第29号様式 (第31条関係)

第三者からの審査請求に係る保有個人情報の開示通知書

第 号
年 月 日

様

北海道選挙管理委員会委員長 印

に関する情報が含まれている保有個人情報について、審査請求に対する裁決により次のとおり開示を実施することとしたので、個人情報の保護に関する法律第107条第1項において準用する同法第86条第3項の規定により通知します。

記

審査請求に係る保有個人情報（開示決定した保有個人情報のうち、審査請求人が開示しないことを求めた情報）	
上記に記載された保有個人情報のうち、開示する情報	
審査請求に対する裁決（却下し、又は棄却する裁決）の理由	
開示を実施する日	年 月 日

連絡先 北海道選挙管理委員会事務局 支所
電 話 (内線)
(日本産業規格A4)

別記第30号様式（第31条関係）

審査請求に係る保有個人情報の開示通知書

第 号
年 月 日

様

北海道選挙管理委員会委員長 印

に関する情報が含まれている保有個人情報について、年 月 日付け第 号で一部開示（開示をしない旨の）決定をしましたが、当該処分に係る審査請求に対する裁決により次のとおり開示を実施することとしたので、個人情報の保護に関する法律第107条第1項において準用する同法第86条第3項の規定により通知しま

す。

記

審査請求に係る保有個人情報（開示をしないこととした保有個人情報のうち、審査請求人が開示を求めた情報）のうち、 に関する情報	
上記に記載された保有個人情報のうち、開示する情報	
審査請求に対する裁決（原処分を変更する裁決）の理由	
開示を実施する日	年 月 日

連絡先 北海道選挙管理委員会事務局 支所
電 話 (内線)
(日本産業規格 A 4)

別記第31号様式（第32条関係）

（第1面）

行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結の申込書

年 月 日

北海道選挙管理委員会委員長 様

郵便番号

住所又は居所（法人その他の団体にあつては、本店又は
主たる事務所の所在地を記載すること。）

氏 名（法人その他の団体にあつては、名称及び
代表者の氏名を記載すること。）

連絡先（電話番号及び電子メールアドレスを記載
すること。担当部署等がある場合は、当

該担当部署名及び担当者の氏名についても記載すること。)

年 月 日付け第 号の「審査結果通知書」を受領しましたので、個人情報保護に関する法律第115条（第118条第2項において準用する同法第115条）の規定により、行政機関等匿名加工情報の利用に関する契約の締結を申し込みます。

記載要領

- 1 不要な文字は、抹消すること。
- 2 行政機関等匿名加工情報の利用に係る手数料は、審査結果通知書により通知した事項に従って納付すること。

(日本産業規格 A 4)

(第2面)

北海道収入証紙貼付欄